衛星リモートセンシング記録の管理の方法	
衛星リモートセンシング記録を受信設備で受信する場合には、その場所	
衛星リモートセンシング記録の取扱いに係る業務を行う役員又は使用人の氏名及び住所	氏名： 住所：
申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、その管理を行う者の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：

2　申請者に関する事項

出資者の名称、出資比率及び国籍	名称： 出資比率： 国籍：
主要取引先	

備考　1　変更に係る事項のみ記入し、併せてその理由を記入すること。

2　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

4　衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則第23条第２項第２号から第４号までに掲げる書類のうち変更事項に係る書類及び認定証を添付すること。

様式第十八（第二十九条関係）

衛星リモートセンシング記録を取り扱う者変更届出書（氏名等、軽微な変更）

認定番号	
認定年月日	

年　　月　　日

内閣総理大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　印
（法人にあっては、名称）
連 絡 先

下記のとおり、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第22条第２項に規定される変更をしたので、同項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

記

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

3　当該変更が行われたことを証する書類及び認定証の写しを添付すること。

様式第十九（第三十二条関係）

（表）

第　　号

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第27条第２項の規定による身分証明書

写 真

職名及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日発行

内 閣 総 理 大 臣　　印

（裏）

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律抜粋

第27条　内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、衛星リモートセンシング装置使用者若しくは衛星リモートセンシング記録保有者（外国取扱者を除く。）に対し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業所に立ち入り、これらの者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第34条　第27条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、１年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。